青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成二十四年条例第七十五号)の一部改正【第二条関係】 新旧対照表

目次

第一章~第八章 [略]

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節~第五節 「略]

第六節 基準該当障害福祉サービスに関す <u>る基準(第百六十二条—第百六十</u> 三条)

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針 (第百六十三条の二)

第二節 人員に関する基準 (第百六十三条 の三、第百六十三条の四)

第三節 設備に関する基準 (第百六十三条 の五)

<u>第四節</u> <u>運営に関する基準(第百六十三条</u> の六—第百六十三条の九)

第十章~第十七章 [略] 附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章、第八章、第九章及び第十章から第十三章までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援を行うための計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該サービスの提供による利用者への効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2·3 「略]

目次

第一章~第八章 [略]

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節~第五節 「略]

第六節 基準該当障害福祉サービスに関す <u>る基準(第百六十二条</u>—第百六十 三条)

第十章~第十七章 [略] 附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第四条 指定障害福祉サービス事業者 (第三章、第四章 及び第七章 から第十三章までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援を行うための計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該サービスの提供による利用者への効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2·3 [略]

令和6年3月8日 民生環境常任委員会資料 福 祉 部

改正後 改正前 第九章の二 就労選択支援 [新設] [新設] 第一節 基本方針 [新設] (基本方針) 第百六十三条の二 就労選択支援に係る指定障 害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」 という。) の事業は、利用者が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律施行規則(平成十八年厚生 労働省令第十九号。以下「規則」という。) 第六条の七の二に規定する者につき、短期間 の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ て、就労に関する適性、知識及び能力の評価 並びに規則第六条の七の三に規定する事項の 整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及 び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七 の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与 するものでなければならない。 2 指定就労選択支援の事業を行う者(以下こ の章において「指定就労選択支援事業者」と いう。) は、その提供する指定就労選択支援 の質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善 を図らなければならない。 第二節 人員に関する基準 [新設] [新設] (従業者の員数等) 第百六十三条の三 指定就労選択支援事業者が 当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択 支援事業所」という。) に置くべき従業者及 びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区 分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 管理者 一 二 就労選択支援員(指定就労選択支援の提 供に当たる者として厚生労働大臣が定める ものをいう。以下同じ。) 指定就労選択 支援事業所ごとに、常勤換算方法により算

<u>定するものとし、その数は利用者の数(前</u> 年度の平均値(新規に事業を開始する場合

改正前 改正後 にあっては推定数)をいう。)を十五で除 した数以上 2 前項第二号の就労選択支援員は、専ら当該 指定就労選択支援事業所の職務に従事する者 でなければならない。ただし、利用者の支援 に支障がない場合は、この限りでない。 [新設] (準用) 第百六十三条の四 第五十三条の規定は、指定 就労選択支援の事業について準用する。 第三節 設備に関する基準 [新設] [新設] (準用) 第百六十三条の五 第八十四条の規定は、指定 就労選択支援の事業について準用する。 第四節 運営に関する基準 [新設] [新設] (実施主体) 第百六十三条の六 指定就労選択支援事業者は 、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定 障害福祉サービス事業者であって、過去三年 以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用 者が新たに通常の事業所に雇用されたものそ の他のこれらと同等の障害者に対する就労支 援の経験及び実績を有すると市長が認める事 業者でなければならない。 (評価及び整理の実施) 「新設] 第百六十三条の七 指定就労選択支援事業者は 、短期間の生産活動その他の活動の機会を通 じて、就労に関する適性、知識及び能力の評 価並びに規則第六条の七の三に規定する事項 の整理(以下この節において「アセスメント <u>」という。)を行うものとする。</u> 2 障害者就業・生活支援センターその他の機 関がアセスメントと同様の評価及び整理を実 施した場合には、指定就労選択支援事業者は 、当該同様の評価及び整理をもって、アセス

メントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメント の結果の作成に当たり、利用者及び市町村、 指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所 その他の関係機関の担当者等を招集して会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)を開催し、当該利用者の 就労に関する意向を改めて確認するとともに 、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメント の結果を作成した際には、当該結果に係る情 報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に 提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第百六十三条の八 指定就労選択支援事業者は 、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じ て公共職業安定所、障害者就業・生活支援セ ンターその他の関係機関との連絡調整を行わ なければならない。
- 2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条 の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域 における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとと もに、利用者に対して進路選択に資する情報 を提供するよう努めなければならない。

<u>(準用</u>)

第百六十三条の九 第十一条から第二十二条ま で、第二十五条、第三十条、第三十五条の二 [新設]

[新設]

改正前

、第三十七条の二から第四十三条まで、第六 十条、第六十三条、第六十九条、第七十一条 から第七十三条まで、第七十七条、第七十八 条(第二項第二号を除く。)、第八十七条、 第八十八条、第八十九条から第九十五条まで 、第百四十八条及び第百五十九条の二の規定 は、指定就労選択支援の事業について準用す る。この場合において、第十一条第一項中「 第三十三条」とあるのは「第百六十三条の九 において準用する第九十二条」と、第六十条 第一項中「次条第一項に規定する療養介護計 画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて 」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ て」と、第七十八条第二項第一号中「第五十 六条第一項」とあるのは「第百六十三条の九 において準用する第二十一条第一項」と、同 項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百 六十三条の九において準用する第九十一条」 と、同項第四号から第六号までの規定中「次 条」とあるのは「第百六十三条の九」と、第 九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは 「第百六十三条の九において準用する第九十 五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条 」とあるのは「第百六十三条の九において準 用する前条」と、第百五十九条の二第一項中 「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受 ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働 大臣が定める者に限る。以下この項において 同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害 者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生 労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは 「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者 を除く。)」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

<u>第百七十二条の二</u> <u>指定就労移行支援事業者は</u> 、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者 [新設]

改正前

<u>と連携し、定期的に就労選択支援に関する情</u> 報提供を行うものとする。

(準用)

第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第 二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十 五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七 条の二から第四十三条まで、第六十条から第 六十三条まで、第六十九条、第七十一条から 第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、 第八十九条から第九十一条まで、第九十三条 から第九十五条まで、第百四十八条、第百四 十九条、第百七十二条及び百七十二条の二の 規定は、指定就労継続支援A型の事業につい て準用する。この場合において、第十一条第 一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十 五条の二」と、第六十条第一項中「次条第一 項」とあるのは「第百八十六条において準用 する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ るのは「就労継続支援A型計画」と、第六十 一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継 続支援A型計画」と、第六十二条中「前条」 とあるのは「第百八十六条において準用する 前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五 十六条第一項」とあるのは「第百八十六条に おいて準用する第二十一条第一項」と、同項 第二号中「第六十一条」とあるのは「第百八 十六条において準用する第六十一条」と、「 療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、同項第三号中「第六十八条」と あるのは「第百八十六条において準用する第 九十一条」と、同項第四号から第六号までの 規定中「次条」とあるのは「第百八十六条」 と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは 「第百八十六条において準用する前条」と読 み替えるものとする。

(準用)

(準用)

第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第 二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十 五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七 条の二から第四十三条まで、第六十条から第 六十三条まで、第六十九条、第七十一条から 第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、 第八十九条から第九十一条まで、第九十三条 から第九十五条まで、第百四十八条、第百四 十九条**及び第百七十二条** 規定は、指定就労継続支援A型の事業につい て準用する。この場合において、第十一条第 一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十 五条の二」と、第六十条第一項中「次条第一 項」とあるのは「第百八十六条において準用 する次条第一項」と、「療養介護計画」とある のは「就労継続支援A型計画」と、第六十一 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援A型計画」と、第六十二条中「前条」と あるのは「第百八十六条において準用する前 条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十 六条第一項」とあるのは「第百八十六条にお いて準用する第二十一条第一項」と、同項第 二号中「第六十一条」とあるのは「第百八十 六条において準用する第六十一条」と、「 療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、同項第三号中「第六十八条」と あるのは「第百八十六条において準用する第 九十一条」と、同項第四号から第六号までの 規定中「次条」とあるのは「第百八十六条」 と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは 「第百八十六条において準用する前条」と読 み替えるものとする。

(準用)

第百九十一条 第十一条から第十九条まで、第 二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十 五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七 条の二から第四十三条まで、第六十条から第 六十三条まで、第六十九条、第七十一条から 第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、 第八十七条、第八十九条から第九十五条まで 、第百四十八条、第百四十九条、第百七十二 条の二、第百八十一条第六項及び第百八十二 条から第百八十四条までの規定は、指定就労 継続支援B型の事業について準用する。この 場合において、第十一条第一項中「第三十三 条」とあるのは「第百九十一条において準用 する第九十二条」と、第六十条第一項中「次 条第一項」とあるのは「第百九十一条におい て準用する次条第一項」と、「療養介護計画 」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、 第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「 就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「 前条」とあるのは「第百九十一条において準 用する前条」と、第七十八条第二項第一号中 「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十 一条において準用する第二十一条第一項」と 、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「 第百九十一条において準用する第六十一条 と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八 条」とあるのは「第百九十一条において準用 する第九十一条」と、同項第四号から第六号 までの規定中「次条」とあるのは「第百九十 一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項 」とあるのは「第百九十一条において準用す る第九十五条第一項」と、第九十五条第一項 中「前条」とあるのは「第百九十一条におい て準用する前条」と、第百八十一条第六項中 「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるの は「第百九十四条第一項の工賃」と、第百八 十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは

改正前

第百九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十四条、第二十五条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十七条、第七十七条、第七十九条、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、第百四十八条、第百四十九条

、第百八十一条第六項及び第百八十二 条から第百八十四条までの規定は、指定就労 継続支援B型の事業について準用する。この 場合において、第十一条第一項中「第三十三 条」とあるのは「第百九十一条において準用 する第九十二条」と、第六十条第一項中「次 条第一項」とあるのは「第百九十一条におい て準用する次条第一項」と、「療養介護計画 」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、 第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「 就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「 前条」とあるのは「第百九十一条において準 用する前条」と、第七十八条第二項第一号中 「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十 一条において準用する第二十一条第一項」と 、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「 第百九十一条において準用する第六十一条 と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八 条」とあるのは「第百九十一条において準用 する第九十一条」と、同項第四号から第六号 までの規定中「次条」とあるのは「第百九十 一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項 」とあるのは「第百九十一条において準用す る第九十五条第一項」と、第九十五条第一項 中「前条」とあるのは「第百九十一条におい て準用する前条」と、第百八十一条第六項中 「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるの は「第百九十四条第一項の工賃」と、第百八 十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは

「第百九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と 読み替えるものとする。

(準用)

第百九十五条 第十一条から第十四条まで、第 十六条から第十九条まで、第二十一条、第二 十二条、第二十五条(第一項を除く。)、第 三十条、第三十五条の二、第三十七条の二か ら第四十三条まで、第五十三条、第六十条か ら第六十三条まで、第七十一条、第七十三条 、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第 九十条、第九十一条、第九十三条から第九十 五条まで、第百四十八条(第一項を除く。) 、第百四十九条、第百七十二条の二、第百八 十一条第六項、第百八十二条から第百八十四 条まで及び第百八十七条の規定は、基準該当 就労継続支援B型の事業について準用する。 この場合において、第十一条第一項中「第三 十三条」とあるのは「第百九十三条」と、第 六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「 第百九十五条において準用する次条第一項」 と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当 就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「 療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継 続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」 とあるのは「第百九十五条において準用する 前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五 十六条第一項」とあるのは「第百九十五条に おいて準用する第二十一条第一項」と、同項 第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九 十五条において準用する第六十一条」と、「 療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継 続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十 八条」とあるのは「第百九十五条において準 用する第九十一条」と、同項第四号から第六 号までの規定中「次条」とあるのは「第百九 十五条」と、第九十五条第一項中「前条」と

改正前

「第百九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第百九十五条 第十一条から第十四条まで、第

(準用)

十六条から第十九条まで、第二十一条、第二 十二条、第二十五条(第一項を除く。)、第 三十条、第三十五条の二、第三十七条の二か ら第四十三条まで、第五十三条、第六十条か ら第六十三条まで、第七十一条、第七十三条 、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第 九十条、第九十一条、第九十三条から第九十 五条まで、第百四十八条 (第一項を除く。)、 第百四十九条 十一条第六項、第百八十二条から第百八十四 条まで及び第百八十七条の規定は、基準該当 就労継続支援B型の事業について準用する。 この場合において、第十一条第一項中「第三 十三条 | とあるのは「第百九十三条 | と、第 六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「 第百九十五条において準用する次条第一項」 と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当 就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「 療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継 続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」 とあるのは「第百九十五条において準用する 前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五 十六条第一項」とあるのは「第百九十五条に おいて準用する第二十一条第一項」と、同項 第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九 十五条において準用する第六十一条」と、「 療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継 続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十 八条」とあるのは「第百九十五条において準 用する第九十一条」と、同項第四号から第六 号までの規定中「次条」とあるのは「第百九 十五条」と、第九十五条第一項中「前条」と

あるのは「第百九十五条において準用する前条」と第百八十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十四条第一項の工賃」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第百九十五条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則

第六条の十の二に規定する ものを受けて通常の事業所に新たに雇用され た障害者に対して、規則第六条の十の三に規 定する期間にわたり、当該通常の事業所での 就労の継続を図るために必要な当該通常の事 業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、 医療機関その他の者との連絡調整その他の支 援を適切かつ効果的に行うものでなければな らない。

2 [略]

改正前

あるのは「第百九十五条において準用する前条」と第百八十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十四条第一項の工賃」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第百九十五条の二 就労定着支援に係る指定障 害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」と いう。)の事業は、利用者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、就労 に向けた支援として障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律施行規 則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下 「規則」という。)第六条の十の二に規定する ものを受けて通常の事業所に新たに雇用され た障害者に対して、規則第六条の十の三に規 定する期間にわたり、当該通常の事業所での 就労の継続を図るために必要な当該通常の事 業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、 医療機関その他の者との連絡調整その他の支 援を適切かつ効果的に行うものでなければな らない。

2 「略]